

# 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の見直しについて

## 1 概要

- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき、国が定めている。

地域の類型	基準値	対象地域
I	70 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル以下	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

- 新幹線鉄道騒音の類型当てはめは、環境基本法第16条第2項に基づき、都道府県知事が行っており、類型指定された地域は環境基準が適用される。

※県では、継続的に環境基準点での騒音測定を実施するとともに、環境基準が達成されるよう、鉄道事業者に対し、効果的な騒音防止対策を講じることを要請している。

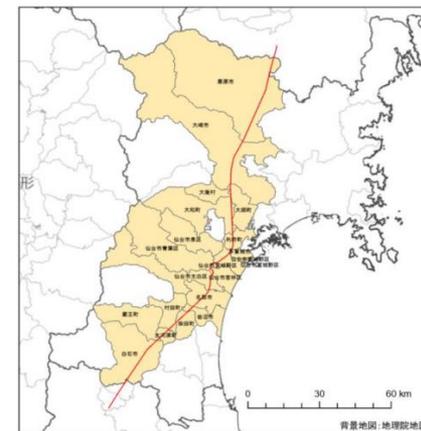
- 今回、現在の類型指定（昭和57年度）が、現状の都市計画法上の用途地域及び宅地など居住実態と合わなくなってきたため、県全域について見直しを行った。
- また、今回、類型指定図の電子データ化を行った。

## 2 対象地域

東北新幹線鉄道の軌道より300m内の沿線地域

（県内15市町村）

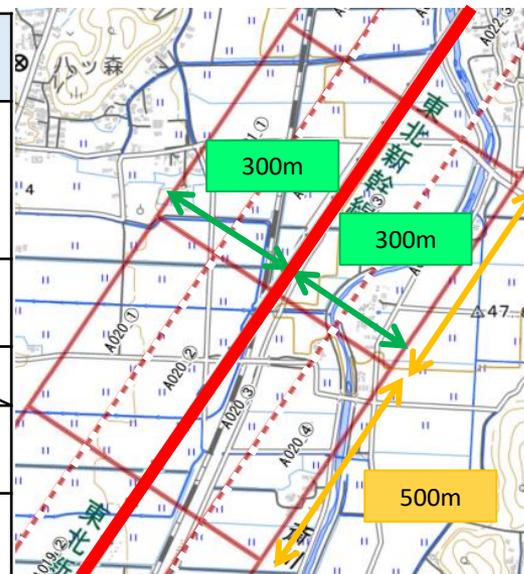
仙台市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、利府町、大和町、大郷町、大衡村



### 3 類型指定の方法について

- 沿線を500mに区切り、鉄道の軌道中心より両側300mの沿線地域について、都市計画法に基づく用途地域部分については、用途地域の区分に応じて、用途地域外においては、居住実態の有無に応じて、類型を指定。
- 類型指定の方法については、従来より変更なし。

当てはめ地域の区分		類型指定	基準値
都市計画法に基づく用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	I	70dB以下
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	II	75dB以下
	工業専用地域	なし	
用途地域以外	軌道中心から150m以内に住宅がある場合	I	70dB以下
	軌道中心から150m外～300m以内に住宅がある場合	II	75dB以下
	河川区域、山林、原野、農用地等の住居がない地域	なし	



※トンネル区間（トンネルの出入口から150m以上奥の区間）は類型指定しない。

### 4 更新作業の流れ

- ① 沿線市町村に係る用途地域図に基づき、用途地域の区分に応じて類型を当てはめ
- ② 用途地域外については家屋の実態調査を行い、その結果をもとに類型を当てはめ
- ③ ①と②の内容を合わせて類型指定図を作成

※ 令和6年8月～9月に告示改正し、施行予定

## 5 類型指定図の電子データ化

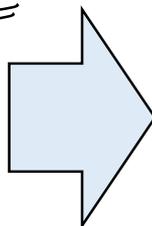
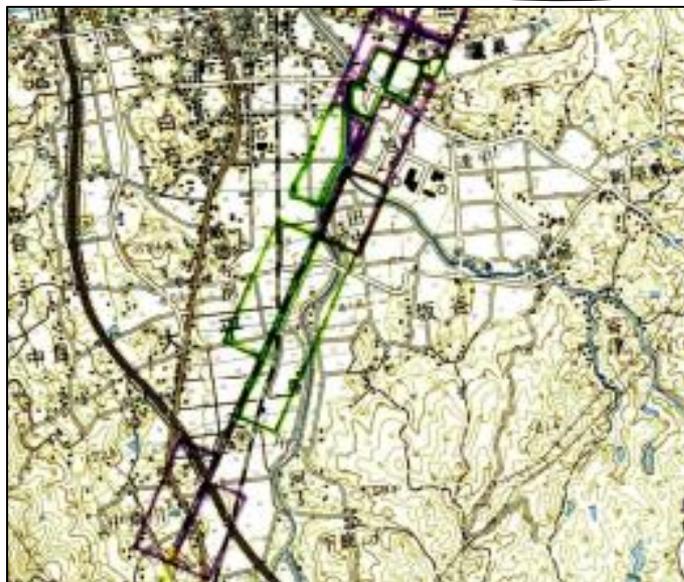
### 現行の告示方法

- ・「管理キロ」（JRが管理している定点からのキロ数）及び別図により告示（以下の図）
- ・別図は、県、市町村の各庁舎でのみ縦覧

別表第一

（平元告示一〇二四・全改、平八告示一六九・一部改正）

下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六
二九九・一六	二九九・一六	二九五・一六	二九五・六六



### 今後の告示方法

- ・GISデータをもとに作成した別図により告示（以下の図）
- ・別図は、紙の地図の縦覧に加え、県ホームページでも公開



（メリット）

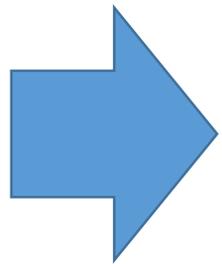
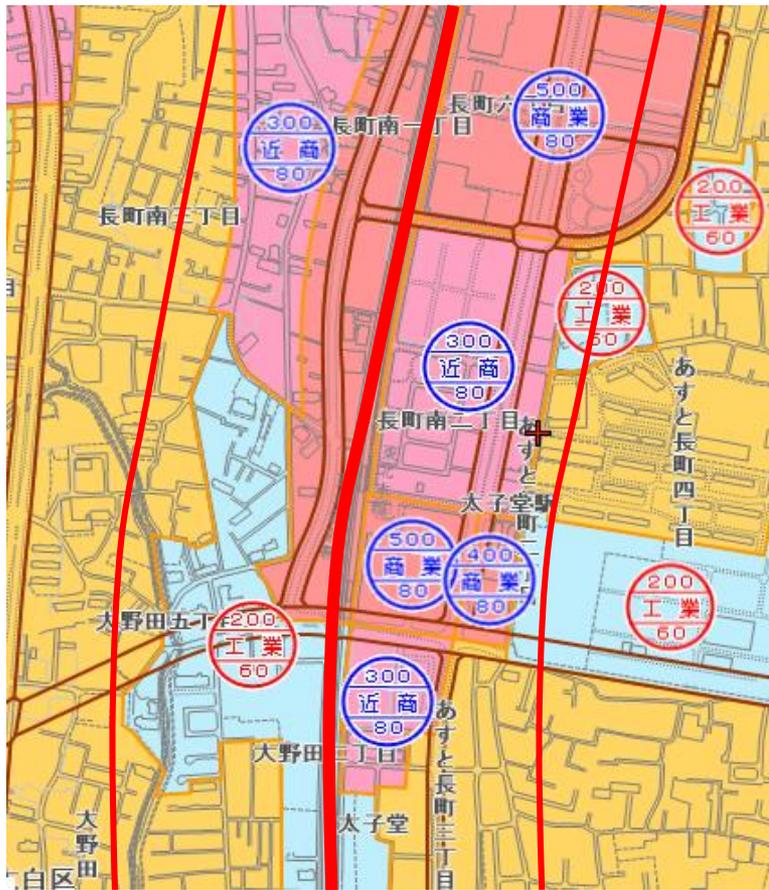
- ・類型指定図をWEB上で入手できるようになり、県民からアクセスがしやすくなる。
- ・これまで手書きであったのが、GISデータにより地図を作成するため、正確性が高く、更新作業などの管理が容易。

# (参考) 類型指定の方法

## ① 都市計画法に基づく用途地域の類型指定

→ 住居系を類型Ⅰ、商業・工業系の地域を類型Ⅱに指定 (工業専用地域を除く)

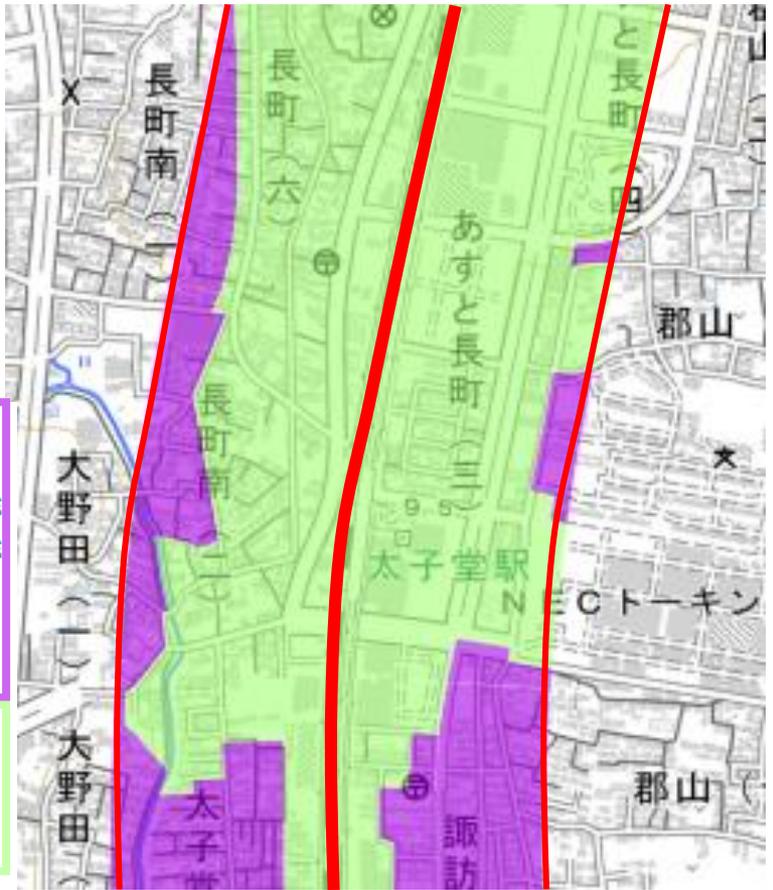
都市計画法に基づく用途地域



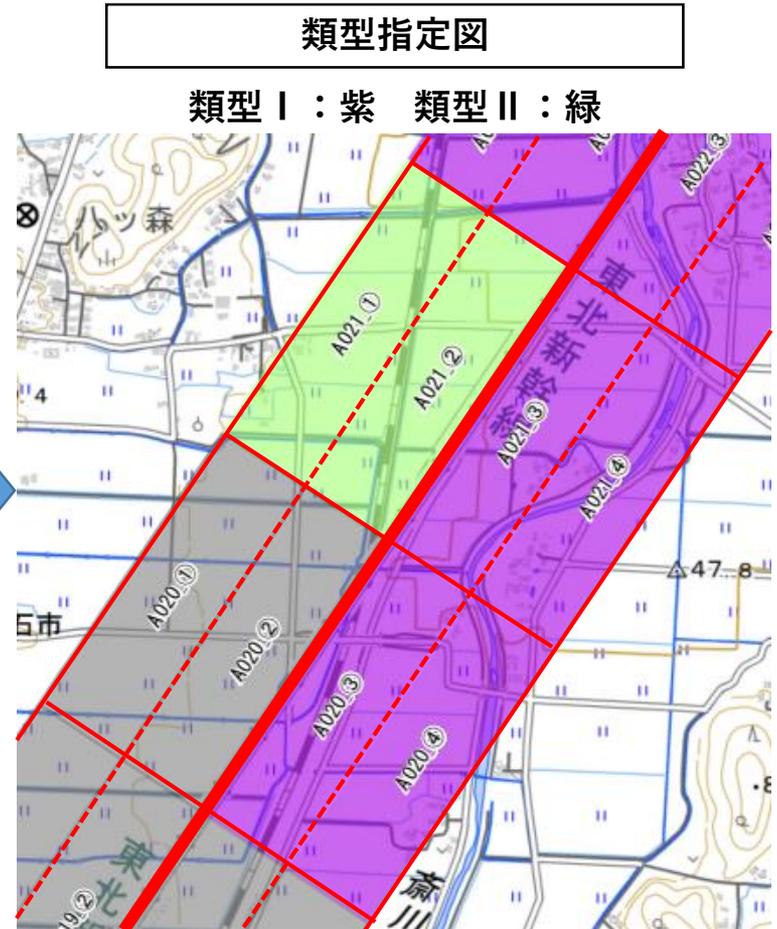
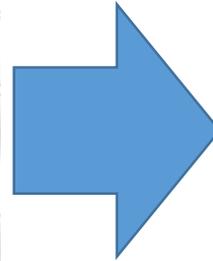
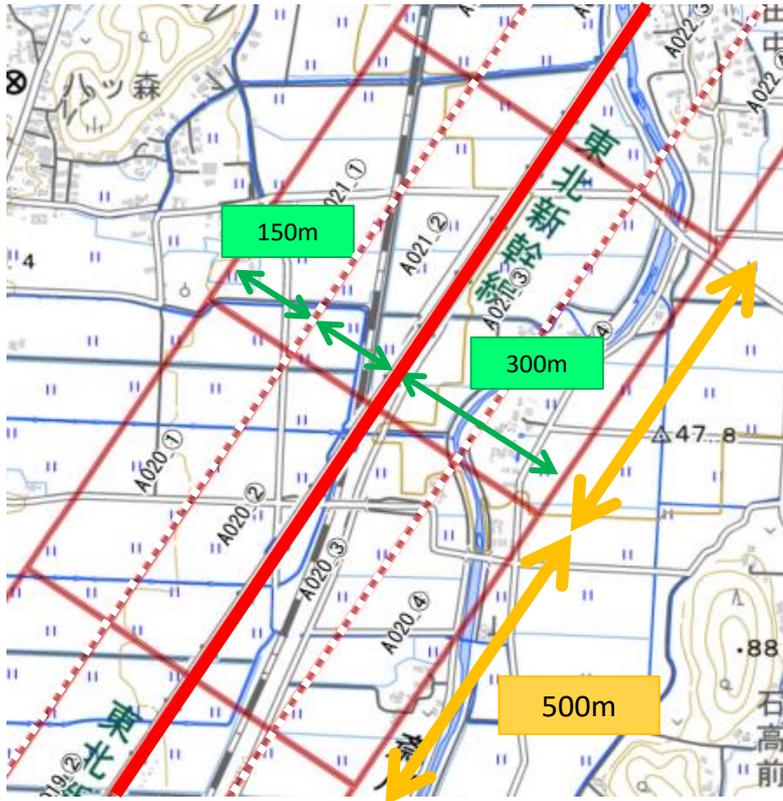
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

類型指定図

類型Ⅰ：紫 類型Ⅱ：緑



## ②都市計画法に基づく用途地域外の類型指定 →500m ブロック毎の家屋の有無に応じて指定



類型指定図

類型Ⅰ：紫 類型Ⅱ：緑

沿線市町村による家屋の実態調査により家屋の有無を確認  
→軌道から150m内に家屋有：類型Ⅰ  
150m外～300m内に家屋有：類型Ⅱ